国土交通省
関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau.
Press Release

令和８年１０月１６日
国土交通省関東地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、株式会社ベストに対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

＜発表記者クラブ＞　竹芝記者クラブ　神奈川建設記者会　横浜海事記者クラブ　埼玉県政記者クラブ

＜問い合わせ先＞
関東地方整備局 建政部
電話：０４８－６０１－３１５１（代表）　FAX：０４８－６００－１９２１
建設産業第一課長　征矢（そや）　（内線：６１４１）
課長補佐　杉本（すぎもと）　（内線：６６９６）

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和２４年法律第１００号）に基づく監督処分を行いました。

記

１　処分対象業者

商　　号：株式会社ベスト
許可番号：国土交通大臣許可　（般－６）第２９１９６号
代 表 者：隈元　昌樹
所 在 地：東京都八王子市

２　処分内容

建設業法第２８条第１項の規定に基づく指示処分

（１）　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。

①　今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。

②　工事現場における安全管理体制について、一層の強化を図ること。

③　建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。

（２）　前項各号について講じた措置（同社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

３　処分理由

株式会社ベストは、三次下請として請け負った東京都町田市におけるとび、土工工事において、令和６年４月１１日、休業４日以上の労働災害が発生したにもかかわらず、遅滞なく、労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなかった。

この件について、遅滞なく法令の定める報告をしなかったとして、同社及び同社の代表取締役は、令和８年３月１９日付けで労働安全衛生法違反により、立川簡易裁判所からそれぞれ罰金刑（２０万円）の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第２８条第１項第３号に該当すると認められる。

以　上